

政策法務ニュースレター

・ 現場の課題を解決するルールを創造するために

2008.12.15 VOI.5-3

本号の内容

千葉県の政策法務研修
市町村研修生 研修体験記
重要判例 国の見解どおりで大丈夫？
(在ブラジル被爆者健康管理手当等請求訴訟)

千葉県 総務部 政策法務課
政策法務室 中庁舎6F
電話 043-223-2157
FAX 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県の政策法務研修

～ 平成20年度のパワーアップ研修を中心に ～

「超入門」「解釈・運用」「チャート化で学ぶ立法」という3つの課程が用意されているパワーアップ研修を中心に、千葉県の政策法務研修の概要を紹介します。



1 政策法務研修の意義

千葉県では、課題解決・政策実現のために法を活用する「政策法務」を推進するため、平成15年度に政策法務課が設置されました。

一方で、日々、課題を認識したり、法令を解釈・運用する主体は、各担当課・出先機関の職員です。しかし、多くの職員が、「政策法務って難しい」「政策法務って暗い」などといった漠然とした印象をお持ちでないでしょうか？ また、「政策法務課だけの仕事なので関係ない」と思っている方もいるかもしれません。

千葉県では、こうした誤解を解消し、**政策法務の基本を学び、体験**してもらうため、職員能力開発センター研修などにおいて、政策法務課の政策法務担当グループ職員が直接、政策法務研修の内容を企画し、講義・演習を行っています。



2 千葉県の政策法務研修の全体像

県職員向けの義務的な研修

政策法務の基本中の基本(目の前の課題から逃げない!)を学んでもらい、ミニ演習を

行う「**新採職員研修**」の必修科目

現場の課題を解決するために法を活用しようと「考える」ことの意義を理解してもらい、ミニ演習を行う「**基本研修**(5歳刻み研修)」の選択必修科目

県職員向けの任意的な研修

職員が希望して受講する「パワーアップ研修」では、様々なニーズに応えるため、以下のとおり、複数のカリキュラムを用意しました。

政策法務の基本を学び、法令を構造化してとらえることができるようになるための「**超入門研修**」

法令の自主解釈・運用の基本的な考え方を学び、体験する「**解釈・運用研修**」

行政課題を把握し、立法事実を踏まえた条例を立案設計(チャート化)する「**チャート化で学ぶ立法研修**」

市町村職員向けの研修

分権時代において、県と市町村との連携は、ますます重要となってきます。そこで、以下のとおり、市町村職員向けの研修も行っています。

県内の全市町村の職員を募集して行う「**市町村合同研修**」(年1回)

政策法務組織を立ち上げるなど、積極的に政策法務を推進する市町村からの要望に応える「**市町村出前講座**」

ホームページでバックナンバーを見ることができます

<http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/abunsyo/seihou/letter/>



3 県職員向け研修の受講者の実績

県職員向けの政策法務研修の体系が概ね現在のかたちになった平成17年度以降、どのくらいの方が受講したか、ふりかえってみます。

	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
新採	98	120	210	229	657
基本		35	24	171	230
超入門	11	10	14	31	66
解釈	24	15	16	24	79
立法	13	11	11	14	49



4 千葉県の政策法務研修の特徴

千葉県の政策法務研修は、実施の都度、きちんと見直すことによって、様々な工夫をしています。ここでは、**パワーアップ研修(「超入門」「解釈・運用」「チャート化で学ぶ立法」)**の特徴を紹介します。

講義のみではなく、演習によって「政策法務を体験」してもらいます。

県の実情を知っている県職員(政策法務担当)が内容を企画し、講義等を行っています。

「難しい」というイメージを打破するために、わかりやすさを追求しています。

県職員の様々なニーズに応えられるよう、複数のカリキュラムを用意しています。

簡単な予習テキストを配布しています。

演習(少人数グループ)では、議論しやすいテーマを選び、県職員(政策法務担当)が、研修生の積極的な議論を引き出します。

受けやすい研修とするため、研修期間を短く設定しています。



5 平成20年度をふりかえって

平成20年度のパワーアップ研修「政策法務研修」は、以下のとおりでした。

政策法務(超入門) 7月31日

午前の講義では、政策法務でよく使われる単語の説明も行いました。また、午後は、法律・条例の基本構造を理解するため、「千葉県立自然公園条例」のチャート化演習を行いました。

政策法務(解釈・運用) 9月26日

解釈・運用の考え方を中心に政策法務概論の講義を行いました。また、演習では、ペットをめぐる行政課題の解決のために、法律や条例をどう解釈したらよいのか、充実した議論が行われました。

政策法務(チャート化で学ぶ立法)

11月18日・25日

政策法務概論の講義に加え、行政手法の講義を行いました。また、演習では、たばこをめぐる行政課題を解決するための条例を立案しました。発表の時間には、関東学院大学法学部の出石稔教授が駆けつけてくださいました。

研修生の声(アンケートより)

受講後のアンケートに記載してもらった感想等をほんの少しですが紹介します。

政策法務の難しいイメージがなくなった。
前例に従うだけでは、今後の公務員はダメだと分かった。
演習では、もっと議論を続けたかった。
来年度も、政策法務研修の別のコースを受けたい。

来年度も、お楽しみに



コラム ~ 条例の制定・改廃の際の検察協議 ~

罰則は、検察が起訴して処理されます。そこで、条例の実効性を確保するため、罰則の定めのある条例を制定・改廃する際には、**千葉地方検察庁に事前協議**を行っています。

今回、千葉地方検察庁から、内容を検討するのに相当の日数を確保する必要があるため、**議会上程の3か月前までに事前協議**をするよう依頼がありました。罰則の定めのある条例については、以前よりも早めに庁内調整をすることが求められますので、ご注意ください。

市町村研修生 研修体験記

平成19年度に「市町村研修生」として千葉県に派遣されていた
浦安市の兵頭直樹さんの1年間の研修体験記です！

1 はじめに

私は、平成19年度に、初めて政策法務担当グループへ市町村研修生として派遣されました。今回は、そこで体験したこと、感じたことを外部の視点からご紹介します。(なお、体験事項の詳細は第一法規発行の『自治体法務NAV I (Vol.24)』(県政策法務課も所蔵)に記しましたので、よろしければそちらもご覧ください。)

2 自己紹介

まずはごく簡単に自己紹介をします。

H15 浦安市採用、総務課文書法規班所属
H17 文書法規班 政策法務室に改称
H19 市町村研修生として千葉県派遣
H20 浦安市帰還
(再び総務課政策法務室所属)

「市町村研修生」ってご存知でしたか？知事から併任辞令を受けるため、市町村職員でありながら県職員でもある、珍しい地位となります。

3 印象深い体験

研修の中でも特に印象深かったのは右表の5点です。これらの体験を通じて、現在浦安市においても、従来の審査・争訟法務に加えて、企画法務的視点から様々な試行錯誤を行っているところです。今後の浦安市法務にぜひご注目ください！

対面の重要性

幹部職員説明や担当課調整などで相手と直接対面することで、書面上の形式的な話だけでなく、背景等の付随情報も共有できました。

タウンミーティング参加

担当課と一緒に住民の声を直接聴くことで、住民や担当課との情報共有がスムーズに進みました。

スケジュール作成・管理

法令の解釈・運用過程、条例等の立案過程などの法務事務の各場面で、事前にスケジュールを立て、以後も常に意識し運用していました。

政策法務研修講師

研修講師をすることで、講師となる職員自身の修練にもなりますし、演習の検討が実際の法務支援のシミュレーションにもなりました。

政策法務ニュースレター

このニュースレターのことで、Vol.4-1・4-2では編集担当として、Vol.4-4では1,2頁の執筆担当として参加させていただきました。

4 政策法務担当グループでの仕事は素晴らしい！

政策法務担当グループでの仕事は素晴らしい経験となりました。その中でも特に良かった点として、次のようなものが挙げられます。市町村職員の皆さんだけでなく、県職員の皆さんにもぜひご紹介したいと思います。

こんな
メリットが

「知識」の前に「考え方・姿勢」を学べる。他の仕事でも応用が利く。
県政について広く見渡した上で物事を考える必要があるため、広く県のこととも知れ、市町村に戻ってからも広く市町村のことを見ようとする姿勢が身に付く。
担当課を支援する中で、諸方面の人間関係が構築できる。
何より楽しい！ 協力して知恵を出し合って解決策を作り上げていく醍醐味

なお、市町村職員は「研修生」として受け入れられています。将来的には市町村職員もさらに力を蓄え、県に派遣された職員がその力を精一杯発揮して、いずれ名実ともに「研修生」というより「助っ人」として受け入れられるようになれば理想だと思います。私の昨年度の活動も、その一助になるなら幸いです。

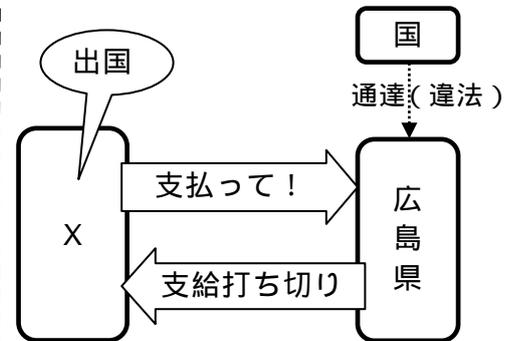
最後に、暖かく研修を見守ってくださった、県・市職員の皆様に心から感謝します。。。

国の見解どおりで大丈夫？

在ブラジル被爆者健康管理手当等請求訴訟
＜最高裁第三小法廷平成 19 年 2 月 6 日＞

事件の概要

広島県は、被爆者援護法等による手当の支給事務（機関委任事務（当時））を行っていました。
国の通達（当時）では、国外に出た者の手当受給権は失権する、となっていました。
X は手当を受けていましたが出国したので、県は手当を打ち切りました。
その後国は、上記通達を廃止しました。その時点で県は、手当を 5 年遡って支払いました。
そうしたところ、X が広島県に対して、5 年より昔の未支給手当の支払いを求めた訴訟が本件です。



*** 基礎知識：「機関委任事務」「通達」 ***

機関委任事務とは、都道府県知事が主務大臣の指揮監督の下、国の（出先）機関のように事務処理をする事務です。通達とは、大臣等が所管の諸機関及び職員に対して出す命令です。

平成 12 年に機関委任事務は廃止され、国が県を通達という形で指揮命令することはできなくなりました。国から出る通知は、原則として「助言」です。

判決のポイント

主な争点は消滅時効でしたが、ここでは通達の話を取り上げます。

被爆者援護法等には、（略）国外に居住地を移した場合に同受給権を失う旨の規定は存在せず、402 号通達の上記定め及びこれに基づく行政実務は、被爆者援護法等の解釈を誤る違法なものであった。

（県が、地方自治法 236 条の消滅時効を主張して 5 年以前の手当の支給義務を逃れようとするのは）通達に従い違法な事務処理をしていた普通地方公共団体（略）が、受給者によるその権利の不行使を理由として支払義務を免れようとするに等しいものといわざるを得ない。

県は、X に対して未支払分の手当の支給と遅延損害金を支払え。

実務での注意点

X の出国時には機関委任事務であり、県は国の通達どおり判断せざるを得ない状況でした。そのため、通達どおり事務を行ったのですが、訴訟では県が負けました（事案の時系列や消滅時効等難しい点は省いて説明していますので、詳細は判決原文を）。

まして現在では、機関委任事務は廃止され法定受託事務であっても自治体の事務とされており、判断の権限と責任は自治体にあります。仮に国の通知どおりに事務を行っても、それは自治体の判断で行ったものとされます。

国の通知は参考としつつも、自治体として責任を持って判断することが必要です。

判決原文は、裁判所のホームページで見ることができます。
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070206114452.pdf>